

令和4年3月2日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構

会 長 小 磯 修 二

(公印省略)

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（旅行商品造成）
テレビアニメを活用した北海道観光プロモーション事業に係る企画提案の
募集について（募集）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集します。

記

- 1 事業名 誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（旅行商品造成）
テレビアニメを活用した北海道観光プロモーション事業
- 2 事業目的 テレビアニメの発信力を活用し、全国に向けて道内観光地のイメージアップのための情報発信を図り、北海道ファンの拡充・定着と道内外の観光誘客促進並びに観光消費単価の向上、地域・季節偏在解消を図る。
- 3 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和4年3月8日（火）17:00までメール、FAX、個別相談を受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月10日（木）以降に速やかに送信する。

担当：誘客推進本部 国内誘客部

担当 伴・山科

電話：011-231-5881 / F A X : 011-232-5064

E-mail : h_ban@visithkd.or.jp

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（旅行商品造成）
テレビアニメを活用した北海道観光プロモーション事業
企画提案指示書

1 委託事業名

誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業
テレビアニメを活用した北海道観光プロモーション事業

2 事業目的

テレビアニメの発信力を活用し、全国に向けて道内観光地のイメージアップのための情報発信を図り、北海道ファンの拡充・定着と道内外の観光誘客促進並びに観光消費単価の向上、地域・季節偏在解消を図る。

3 実施期間

令和4年4月～令和5年3月31日

4 実施対象

（対象地域）国内全域
（対象者）一般消費者

5 委託業務及び見積依頼内容

(1)テレビアニメを活用した北海道観光プロモーション事業

- ①全国に向けて道内観光地のイメージアップを図るため、国民的に人気を博すテレビアニメの発信力を活用した情報発信を行うこと。国民に親しまれ、視聴する世代間に隔たりのないアニメを選定すること。
- ②放送エリアについては全国ネット、放送期間は、6カ月・2クールとすること。期間中は毎週定期的に放送することとし、20回以上の露出を確保すること。また、取材や放送期間等の事業スケジュールを示すこと。
- ③KPIとして、個人全体視聴率を8%、一回当たりの視聴者数を10,000,000人、800GRP（2クール）と以上を見込むこと。
- ④当機構の他、選定した道内各観光地においてもSNS等で情報発信できるよう著作権等の許認可に関して調整すること。
- ⑤アニメで取り上げる、道内各観光地については各地の観光情報を十分に調査し、主要な観光地のほか、地域偏在が生じないよう厳正に選定すること。調査に当たっては当機構のホームページ等を参

考とするとともに、当機構から調査への協力を行うこととする。

- ・可能な限り「アウトドア体験（アドベンチャートラベル）」、「温泉」、「北海道の縄文文化と世界文化遺産北海道・北東北縄文遺跡群」、「アイヌ文化とウポポイ（民族共生象徴空間）」、「世界自然遺産知床」、「ワーケーションなど滞在型観光」等の観光資源を重視すること。

(2)効果について

上記について、個人全体視聴率、視聴者数、獲得 GRP 等の他これに関連する広告効果等を金額換算したデータとして企画書に明記すること。

(3)実績報告書の作成

実績報告書には、下記の項目を最低限記載することとし、部数 3 部と併せて電子データを提出すること。

- ① アニメを活用した北海道観光プロモーションの概要と合計金額及びその効果（個人全体視聴率、視聴者数、獲得 GRP、分析結果等）
- ② 各種広告媒体を活用した PR の詳細と合計金額およびその効果（広告費用換算、メディア露出、Web サイト PV 等）
- ③ 成果物（プロモーションに関連する 2 次利用可能なデザイン等）

6 企画提案しようとする者に必要な資格

(1)単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2)単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

- ①民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- ③地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- ⑤暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ⑦道内に本店もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）が設置されていること。

7 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品（データ）をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

8 予算上限額 9,000 千円（地方税及び地方消費税相当額を含む。）

本事業は当機構の理事会での令和4年度予算の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び予算上限額について変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

以上の場合、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更、または契約を行わないことがある。また、新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。以上の場合、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更、または契約を行わないことがある。

9 選定規準について

(1)事業者の選定方法

プロポーザル方式（価格考慮型）による審査委員会にて事業者を決定する。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

(2)選定基準

①業務遂行能力

北海道観光の実情に精通し、業務を遂行するに当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

②企画提案の目的適合性

ア 指示内容が十分理解されているか。

イ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。

ウ 効果的な事業内容となっているか。

③実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

④経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

10 選定後について

(1)審査結果通知

選定後、企画提案のあった事業者に、審査委員会において決定した採択の可否を通知する。

(2)執行確認

事業費（委託料）は、事業終了後の実績報告書の提出をもって支払うものとする。

11 留意事項

- (1)本事業については、予算の関係や新型コロナウイルス感染症の影響等により全部又は一部を実施しないことがある。その場合は、契約内容や契約金額を変更することがある。
- (2)企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (3)この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

12 事業説明会

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和4年3月8日（火）17：00までメール、FAX、個別相談を受け付ける。

回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月10日（木）以降に速やかに送信する。

13 参加表明の提出

本事業に参加しようとする者は、次の事項をメールで送信すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- (1)記載事項 会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先（電話番号・メールアドレス）
※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報
- (2)提出期限 令和4年3月8日（火）17:00（必着）
- (3)提出先 14のとおり
- (4)提出方法 電子メールで行うこと（様式は別紙のとおり。メール本文でも可）。

14 企画提案書の提出

- (1)提出期限 令和4年3月24日（木）12:00（厳守）
- (2)提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1F
担当 誘客推進本部 国内誘客部
- (3)提出部数 企画提案書〔A4判〕4部、見積書 4部
※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り3部は無記名とすること。
- (4)提出方法 持参または郵送（配達記録・簡易書留・書留のいずれか）による。
※郵送の場合は、提出期限当日までに事務局担当まで到着したものに限り受け付ける。

15 スケジュール

- (1)審査会 3月29日（火）予定

(2)結果通知 3月30日(水) 予定

16 事業問合せ先

誘客推進本部 国内誘客部 担当 伴、山科

TEL 011-231-5881 FAX 011-232-5064

E-mail h_ban@visithkd.or.jp

17 その他

(1)採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。

(2)企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。

(3)再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を必要とする再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことができない。

②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。

③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

(4)新型コロナウイルス感染対策の遵守

事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

①誘客にあたり道内、道外の感染状況に応じ実施の判断を行なうこと。

②事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインも遵守すること。

③イベントに関しては、感染対策を取り入れたレイアウトを施工した上で企画・運営・管理を行うこと。

参加表明書

期限 令和4年3月8日(火)午後5時

Mail h_ban@visithkd.or.jp

FAX 011-232-5064

宛先 公益社団法人北海道観光振興機構
国内誘客部 伴、山科

「令和4年度 誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（旅行商品造成）テレビアニメを活用した北海道観光プロモーション事業」委託業務に係る企画提案の参加表明をします。

会社名	
担当社名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL
	FAX
	Email

「令和4年度 誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業（旅行商品造成）テレビアニメを活用した北海道観光プロモーション事業」委託業務企画提案事業公示に係る個別相談

北海道観光振興機構 国内誘客部 担当 伴 宛
Mail : h_ban@visithkd.or.jp FAX : 011-232-5064

会社名	
連絡先	
役職・氏名	
質問要旨	
その他	直接訪問される個別相談をご希望の場合は、スケジュールをお知らせください。時間の都合により調整させていただく場合がありますのでご理解願います。 令和4年 月 日 () 時